

おくやみ ハンドブック

目黒区

おくやみコーナーの利用案内

死亡届を提出後、区役所で行う必要な手続きを「**電話**」または「**面談**」にてご案内します。

面談でのご案内を希望されるかたは、土日祝日を除く3日前までに
ご予約ください。

ご予約をいただいたかたを優先してご案内します。

※詳しくはP.2をご覧ください。

【予約電話】 ☎ 03-5722-9526 (広報広聴課)

【受付時間】 平日 午前9時～午後4時 (※祝日、年末年始を除く)

ご遺族のかたへ

ご家族のかたのご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

目黒区では、ご遺族の皆様に葬儀後の主な手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成しました。今後の手続きの参考にご活用ください。

身近なかたが亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き
3ヶ月以内	○葬儀や法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など（7日以内） ○健康保険・世帯主変更（14日以内） ○年金関係の手続き（10日または14日以内） ○公共料金などの手続き ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認
4ヶ月以内		○所得税の準確定申告 ※亡くなられたかたの収入に対する確定申告
10ヶ月以内		○遺産分割協議 ○預貯金などの払戻・解約・名義変更など ○相続税の申告
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求
2年以内		○葬祭費・埋葬料の支給申請 ○高額療養費の請求申請
3年以内		○不動産の相続手続き

おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーでは、死亡届を提出後に、区役所で必要となる手続きを「**電話**」または「**面談**」にてご案内をします。※来庁時の持ち物については、P.3 をご覧ください。

● 利用対象者

住民登録が目黒区だったかたの、ご遺族やその代理人に限ります。

● 利用方法 ご利用を希望されるかたは、以下の電話番号にご連絡ください。

電話番号：**03-5722-9526**

お電話口で「おくやみコーナーの件」とお申し出ください。

まずは、亡くなられたかたのご年齢や社会保険の加入状況などをお伺いします。

その後、「電話」、「面談」どちらの利用を希望されるかをお聞かせください。

▶ 電話の場合

各種手続きをご案内します。

▶ 面談の場合

予約のご説明をします。

※土曜日・日曜日・祝日を除く**3日前まで**にご予約ください。ご予約をいただいたかたを優先してご案内します。ご予約後、死亡届の反映状況を確認し、予約日を確定します。

● 注意事項

- ・おくやみコーナー利用後、各種手続きをご自身で行っていただくため、各担当窓口が混雑している場合はお待ちいただくことや、手続き内容によっては、一度に手続きが終わらない場合があります。
- ・「おくやみハンドブック」や「手続案内サービス」などをご参照の上、直接各担当課で手続きをしていただくことも可能です。

● 実施日時・実施場所

日時：平日の午前9時から午後4時まで（祝日・年末年始を除く）

※相談時間の目安はおおむね30分から60分程度です。

※「電話」での利用の場合は午後5時まで。

場所：目黒区総合庁舎1階広報広聴課 区民相談室内おくやみコーナー

手続案内サービスのご案内

スマートフォンやパソコンを利用して、オンライン上で死亡や出生後などに必要な手続きを、事前にかんたんに把握できるサービスです。おくやみハンドブックとあわせてご利用ください。

● 利用方法

調べたい項目を選択し、表示される質問にご回答いただくと、結果画面が表示されます。結果画面では、手続きができる場所・窓口や、必要な持ち物などがご確認いただけます。

目黒区公式ウェブサイトか右の二次元コードを読み取ってください。

▼目黒区公式ウェブサイト

トップページ>デジタル区役所>手続案内サービス

▼手続案内サービス



来庁時にお持ちいただくもの

主な持ち物となります。

手続きによって異なりますので、P.5 からの該当する項目の「必要なもの」をご確認ください。

ご遺族のかたに関する必要なもの

☐ 来庁されるかたの本人確認資料

- 写真付きのもの 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード など
- 写真付きのものがない場合は下記から 2 点以上

健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、社員証 など

☐ 預貯金通帳（相続人代表および喪主、各種手当の新しい受給者）

☐ 葬儀の領収書（葬祭費を請求する場合、P.10 ～ 11 参照）

※ P.7 以降に記載の「手続き可能なかた」が来庁できない場合、委任状が必要です。
（委任状の様式は P.38 参照）

亡くなられたかたに関する必要なもの

☐ マイナンバーカード

☐ 住民基本台帳カード

▼ これより下のものは、P.7 以降を確認して、必要なもののみお持ちください ▼

☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証など

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられたかたの各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

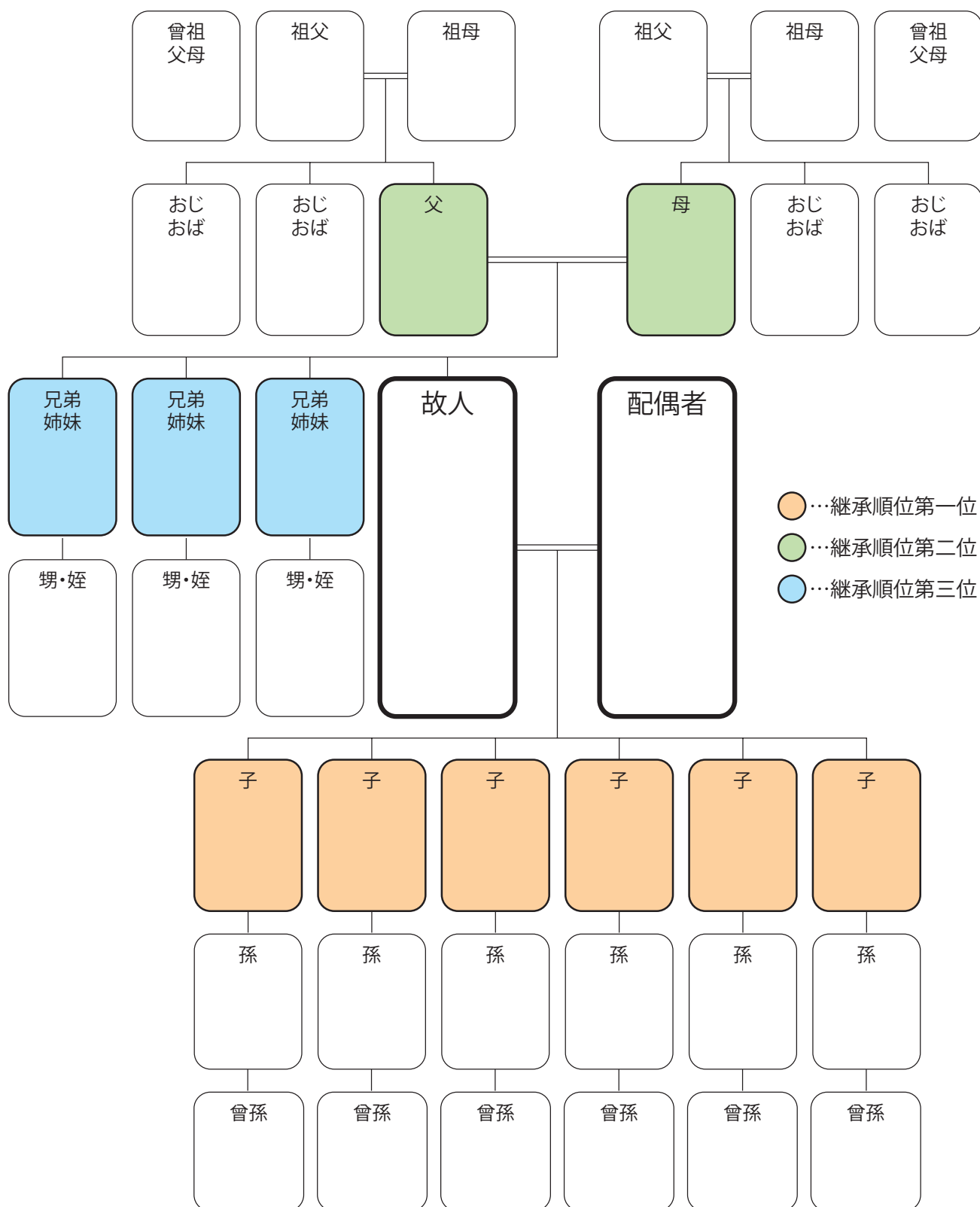
☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証など

☐ 身体障害者手帳など

☐ 受給者証、医療証や医療券

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度（P.36）があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、さまざまな相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

おくやみコーナーのご案内

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

おくやみコーナーのご案内

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	世帯主である	P.7
	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	印鑑登録をしていた	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9 P.10
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11 P.12
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.13
	☐	厚生年金・共済年金に加入または受給していた	
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.14 P.15
高齢者	☐	高齢者向けサービスを利用していた(介護保険で受けるサービス以外のもの) ・理美容補助券 ・寝具乾燥消毒 ・非常通報システム ・さわやかコール(電話訪問事業) ・認知症はいかいGPS ・紙おむつ(現物・おむつ代)	P.16
障害福祉	☐	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P.17
	☐	障害福祉の各種手当を受給していた ・心身障害者福祉手当(区の制度) ・特別障害者手当(国の制度) ・障害児福祉手当(国の制度) ・重度心身障害者手当(都の制度)	P.18
	☐	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を利用して通院など治療していた	P.19
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.20
	☐	心身障害者医療費助成(マル障)を受けていた	
	☐	障害福祉の日常生活の援助を利用していた ・福祉タクシー利用券 ・介護タクシー利用補助券 ・非常通報システム ・心身障害者(児)理美容補助券 ・自動車燃料費助成 ・紙おむつ(現物・おむつ代) ・寝具乾燥消毒	P.21
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.22

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金	☐	区税の納付が済んでいない	P.23
	☐	住民税が課税されていた	P.24
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.25
医療	☐	難病医療費等助成制度の受給者証を交付されていた	P.26
	☐	公害医療手帳を交付されていた	
	☐	被爆者健康手帳などを交付されていた	P.27
子ども・ひとり親家庭	☐	児童手当を受給していた(新たな申請希望含む)	P.28
	☐	児童扶養手当・児童育成手当を受給していた(新たな申請希望含む)	
	☐	子ども医療費助成の資格がある	P.29
	☐	ひとり親家庭等医療費助成の資格がある(新たな申請希望含む)	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.30
	☐	就学援助・奨励費を受給していた(新たな申請希望含む)	
	☐	保育園に入所している児童または認可保育施設の入所申し込みをしている児童がいる	P.31
	☐	学童保育クラブに入所している児童がいる	
住宅	☐	区営住宅などに住んでいた	P.32
その他	☐	犬を飼っていた	
	☐	公共料金や運転免許証など、区役所以外の主な手続きがある	P.33 ↓ P.35

1. 住民登録に関する手続き

世帯主である

手続き 世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたと同一の世帯に、15 歳以上のかたが 2 人以上いる場合のみ必要となります。	<u>亡くなられた日から 14 日以内</u>
	手続き可能なかた
	①同一世帯のかた ②代理人（委任状が必要）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類	戸籍住民課 住民記録係 TEL：03-5722-9884 FAX：03-5721-7814

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたがマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、亡くなられた日をもってカードは廃止となります。お持ちの場合は、ご返却いただくか、裁断して処分してください。	なし
※亡くなられたかたのマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくこと</u> をお勧めします。	手続き可能なかた どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたのマイナンバーカード・個人番号通知カード ☐ 亡くなられたかたの住民基本台帳カード	▼マイナンバーカード・個人番号通知カードについて 戸籍住民課 マイナンバーカード交付係 TEL：03-5722-9349 FAX：03-5721-7814 ▼住民基本台帳カードについて 戸籍住民課 住民記録係 TEL：03-5722-9884 FAX：03-5721-7814

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが印鑑登録をしていた場合、亡くなられた日をもって印鑑登録は失効します。 印鑑登録証（カード）は無効となりますので、裁断して処分してください。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの印鑑登録証（カード）	戸籍住民課 住民記録係 TEL：03-5722-9884 FAX：03-5721-7814

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

※令和6年12月1日で健康保険証の新規交付は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。各種手続きにご不明な点があればお問い合わせください。

手続き① 被保険者証、資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが、国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、資格確認書のいずれかをお持ちの場合はご返却ください。 ※目黒区総合庁舎国保年金課または各地区サービス事務所（北部・中央・南部・西部）に返却。 ※郵送でも手続きが可能です。 ※資格情報のお知らせは返却不要です。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、資格確認書（お持ちのかたのみ）	国保年金課 資格賦課係 TEL：03-5722-9810 FAX：03-5722-9339

手続き② 各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、各種認定証をご返却ください。 ※目黒区総合庁舎国保年金課に返却。 ※郵送でも手続きが可能です。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちのかたのみ） ☐ 亡くなられたかたの特定疾病療養受療証（お持ちのかたのみ）	国保年金課 給付係 TEL：03-5722-9811 FAX：03-5722-9339

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが世帯主で、同世帯に国民健康保険に加入しているかたがいる場合、死亡届の提出および世帯主変更が行われると、自動的に国民健康保険の世帯主も変更されます。必要に応じて、新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付しますので、ご来庁は不要です。	—
	手続き可能なかた
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 世帯主変更前の国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、資格確認書（お持ちのかたのみ）（世帯全員分）	国保年金課 資格賦課係 TEL：03-5722-9810 FAX：03-5722-9339

手続き④ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたとき、葬儀を行ったかたに葬祭費（70,000円）が支給されます。 ※目黒区の国民健康保険に加入後3ヶ月以内で、以前の健康保険から葬祭費に相当する給付を受けるかたは対象となりません。 ※目黒区総合庁舎国保年金課または各地区サービス事務所（北部・中央・南部・西部）で申請できます。 ※郵送・オンラインでも手続きが可能です。	葬儀を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能なかた 葬儀を行ったかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭費支給申請書 ☐ 葬儀会社発行の領収書の写し（あて名が申請者名で故人の葬儀代金であることが記載されているもの） ☐ 葬儀を行ったかたの振込先金融機関口座のわかるもの	国保年金課 給付係 TEL：03-5722-9811 FAX：03-5722-9339

手続き⑤ 国民健康保険料の納付・還付

手続き詳細	期 限
死亡届の提出後、国民健康保険料の変更決定通知書をお送りしますので、変更後および過去の保険料に未納がある場合は、世帯主または相続人のかたがご納付ください。 また、変更後に払い過ぎの保険料が生じた場合は、後日還付（充当）通知書をお送りします。	納付は通知書などに記載 の納付期限 還付は通知から2年間
	手続き可能なかた 世帯主または相続人のかた
必要なもの	問い合わせ先
各手続きに必要なものについては、国保年金課までお問い合わせください。	国保年金課 収納係 TEL：03-5722-9610 FAX：03-5722-9339

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 被保険者証、資格確認書、各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが、後期高齢者医療被保険者証、資格確認書、各種認定証のいずれかをお持ちの場合はご返却ください。 ※目黒区総合庁舎国保年金課または各地区サービス事務所（北部・中央・南部・西部）に返却。 ※郵送でも手続きが可能です。 ※資格情報のお知らせは返却不要です。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの後期高齢者医療被保険者証・資格確認書（お持ちのかたのみ） ☐ 亡くなられたかたの限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証（お持ちのかたのみ） ☐ 亡くなられたかたの特定疾病療養受療証（お持ちのかたのみ）	国保年金課 後期高齢者医療係 TEL：03-5722-9838 FAX：03-5722-9339

手続き② 葬祭費および葬祭給付金の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行ったかたに葬祭費および葬祭給付金（計70,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だったかたが退職後3ヶ月以内にお亡くなりになり、以前の健康保険組合から埋葬料や葬祭費の支給を受ける場合は、後期高齢者医療制度からは支給されません。 ※目黒区総合庁舎国保年金課または各地区サービス事務所（北部・中央・南部・西部）で申請できます。 ※郵送・オンラインでも手続きが可能です。	葬儀を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能なかた
	葬儀を行ったかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭費および葬祭給付金申請書 ☐ 葬儀会社発行の領収書の写し（あて名が申請者名で故人の葬儀代金であることが記載されているもの） ☐ 葬儀を行ったかたの振込先金融機関口座のわかるもの	国保年金課 後期高齢者医療係 TEL：03-5722-9838 FAX：03-5722-9339

手続き③ 相続人などによる送付物の送付先変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
後日、区より亡くなられたかたの生前のご住所に保険料や医療費に関するお手紙などを送付する場合があります。 独り暮らしをされていたかた、施設に入居されていたかたなど送付した郵便物が返戻になるおそれのあるかたは、下記電話番号へお問い合わせください。 なお、既に送付先変更依頼書を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がないかたは、改めての手続きは不要です。 ※郵送でも手続きが可能です。	なし ※お手続きの時期により変更 前住所に送付される場合 がございます
	手続き可能なかた 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 送付先変更依頼書 ☐ 亡くなられたかたおよび送付先宛名人の本人確認資料 (郵送の場合は写し) ①写真付きの場合は1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど ②写真がついてない場合は2点 健康保険証、資格確認書、介護保険証など	国保年金課 後期高齢者医療係 TEL：03-5722-9838 FAX：03-5722-9339

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが加入していた年金や受給していた年金の種類など、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられたかたの基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金のみの場合は、区役所へお問い合わせください。 ※それ以外の年金を受給していた場合は、年金事務所へお問い合わせください。 ※死亡一時金の給付申請についても、ご状況によって提出書類が異なりますので、区役所へお問い合わせください。	死亡一時金は2年以内 遺族基礎年金・寡婦年金、 未支給年金は5年以内
	手続き可能なかた 状況により異なるので、 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられたかたの基礎年金番号がわかるものをご準備の上、お問い合わせください。	国保年金課 国民年金係 TEL：03-5722-9814~9816 FAX：03-5722-9339 目黒年金事務所 TEL：03-3770-6421

厚生年金・共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられたかたの基礎年金番号がわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせ先にご確認ください
	手続き可能なかた 状況により異なるので、 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられたかたの基礎年金番号がわかるものをご準備の上、お問い合わせください。	目黒年金事務所 TEL：03-3770-6421 各共済組合

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 被保険者証、負担割合証、各種認定証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証をご返却ください。介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証、介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減認定証が交付されていた場合は、ご返却ください。 ※目黒区総合庁舎介護保険課または各地区サービス事務所（北部・中央・南部・西部）、各地域包括支援センター（北部・東部・中央・南部・西部）に返却。 ※郵送でも返却可能です。 ※返却後の再発行はできません。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられたかたの ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（お持ちのかたのみ） ☐ 介護保険負担限度額認定証（お持ちのかたのみ） ☐ 介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減認定証（お持ちのかたのみ）	▼被保険者証について 介護保険課 介護保険資格・保険料係 TEL：03-5722-9845 FAX：03-5722-9716 ▼負担割合証、負担限度額認定証、負担額軽減認定証について 介護保険課 介護保険給付係 TEL：03-5722-9847 FAX：03-5722-9716

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

手続き② 介護保険の転送申請書の提出

手続き詳細	期 限
後日、区より亡くなられたかたの生前のご住所に保険料の未納または還付に関する通知などを送付する場合があります。 独り暮らしをされていたかた、施設に入居されていたかたなど送付した郵便物が返戻になるおそれのあるかたは、介護保険の転送申請書をご提出ください。 なお、既に送付先を変更されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない場合は、改めて同申請書を提出する必要はありません。 ※郵送でも手続きが可能です。	なし ※お手続きの時期により、変更前住所に送付される場合がございます
	手続き可能なかた 相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたおよびお手続きされるかたの本人確認書類 (郵送の場合は写し) ①写真付きの場合は1点 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど ②写真が付いてない場合は2点 介護保険証、資格確認書など	介護保険課 介護保険資格・保険料係 TEL：03-5722-9845 FAX：03-5722-9716

MEMO

5. 高齢者に関する手続き

高齢者向けサービスを利用していた（介護保険で受けるサービス以外のもの）

手続き 死亡の旨報告や、申請書・領収書などの提出

手続き詳細	期 限
■理美容補助券 ■寝具乾燥消毒 ■非常通報システム ■さわやかコール（電話訪問事業） ■認知症はいかい GPS 高齢福祉課までご連絡ください。 ※非常通報システムを利用されていたかたには、貸与機器の撤去立会について、後日工事業者から連絡があります。 ※認知症はいかい GPS を利用されていたかたには、後日委託業者から貸与機器返却用の袋が送付されます。 ■紙おむつ（現物）の受給 委託業者へ直接ご連絡ください。 ■紙おむつ代を申請中のかた・申請予定のかた 未申請分がある場合は、申請書・領収書を提出してください。 詳細は、高齢福祉課へご相談ください。	速やかに
	手続き可能なかた 親族・相続人など
必要なもの	問い合わせ先
高齢福祉課へお問い合わせください。	高齢福祉課 在宅事業係 TEL：03-5722-9839 FAX：03-5722-9474

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、亡くなられた日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳	▼身体手帳について 障害者支援課 身体障害者相談係 TEL：03-5722-9850 FAX：03-3715-4424 ▼愛の手帳について 障害者支援課 知的障害・発達障害相談係 TEL：03-5722-9851 FAX：03-3715-4424 ▼精神障害者保健福祉手帳について 保健予防課 保健管理係 TEL：03-5722-9396 FAX：03-5722-9890

MEMO

障害福祉の各種手当を受給していた

手続き 未支払い分がある場合は未支払請求書の提出

手続き詳細	期 限
■心身障害者福祉手当（区の制度） ■特別障害者手当（国の制度） ■障害児福祉手当（国の制度） ■重度心身障害者手当（都の制度） 未支払い分の手当がある場合は障害者支援課から請求書を送付します。	なし
	手続き可能な場合 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害者支援課 支援サービス係 TEL：03-5722-9846 FAX：03-3715-4424

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を利用して 通院など治療していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）をお持ちだった場合、亡くなられた日の翌日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	手続き可能なかた どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	▼更生医療 障害者支援課 身体障害者相談係 TEL：03-5722-9850 FAX：03-3715-4424 ▼精神通院 保健予防課 保健管理係 TEL：03-5722-9396 FAX：03-5722-9890 ▼育成医療 地域保健課 地域保健サービス係 TEL：03-5722-9503 FAX：03-5722-9508

MEMO

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていたかた、年金受給予定のかた、年金を受給していたかたが亡くなられた場合、東京都扶養共済事務センターにてお手続きがありますので、お問い合わせください。	<u>亡くなられた日から14日以内</u>
	手続き可能なかた
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	東京都扶養共済事務センター TEL：03-3344-8633 FAX：03-3344-8596 障害者支援課 支援サービス係 TEL：03-5722-9846 FAX：03-3715-4424

心身障害者医療費助成(マル障)を受けていた

手続き 心身障害者医療費助成(マル障)受給者証の返却 (未支払い分がある場合は、未支払請求書の提出)

手続き詳細	期 限
心身障害者医療費助成(マル障)受給者証は返却となります。 既に医療費の還付申請済で未支払い分の医療費がある場合は、障害者支援課から連絡をしますのでお待ちください。 医療費の還付未申請分がある場合はご連絡ください。	—
	手続き可能なかた
	状況により異なるので お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの心身障害者医療費助成(マル障)受給者証	障害者支援課 支援サービス係 TEL：03-5722-9846 FAX：03-3715-4424

6. 障害福祉に関する手続き

障害福祉の日常生活の援助を利用していた

手続き 返却や、未支払請求書の提出

手続き詳細	期 限
■福祉タクシー利用券 ■介護タクシー利用補助券 ■心身障害者（児）理美容補助券 未使用分の補助券があれば返却となります。 ■自動車燃料費助成 ■紙おむつ代の受給 未支払い分がある場合は、障害者支援課から連絡をしますのでお待ちください。 ■紙おむつ（現物）の受給 ■寝具乾燥消毒 ■非常通報システム 障害者支援課から業者へ報告いたしますので、ご連絡ください。	なし 手続き可能なかた 給付内容によって異なるため、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの未使用分の福祉タクシー利用券や介護タクシー利用補助券、理美容補助券（お持ちのかたのみ）	障害者支援課 支援サービス係 TEL：03-5722-9846 FAX：03-3715-4424

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが障害福祉サービスを受給していた場合、亡くなられた日をもって受給資格が喪失となり、障害福祉サービス受給者証は返却となります。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの障害福祉サービス受給者証	障害者支援課 身体障害者相談係 TEL：03-5722-9850 FAX：03-3715-4424 知的障害・発達障害相談係 ▼知的 TEL：03-5722-9851 FAX：03-3715-4424 ▼発達 TEL：03-5722-9510 FAX：03-3715-4424 精神障害福祉・難病係 TEL：03-5722-9369 FAX：03-3715-4424

MEMO

7. 税金に関する手続き

区税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたの区税（区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税）の納付が済んでいない場合は、相続人のかたが亡くなられたかたに代わって納付していただく必要がありますので、ご存命の時に届いている納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能なかた
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	▼区民税・都民税 税務課 課税第二・第三係 TEL：03-5722-9820~9825 FAX：03-5722-9324 ▼軽自動車税 税務課 納税係 TEL：03-5722-9826 FAX：03-5722-9324

MEMO

住民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたに区民税・都民税・森林環境税が課税されている場合、区民税・都民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、区が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされたかたが複数人いる場合は、すべてのかたについて提出が必要です。税務課までご連絡ください。 ※「区民税・都民税・森林環境税が課税されている場合」とは、今後課税される予定がある場合も含まれます。	相当な期間 (おおむね3ヶ月)
	手続き可能なかた 相続人代表者となるかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となるかたの本人確認書類	税務課 課税第二・第三係 TEL : 03-5722-9820~9825 FAX : 03-5722-9324

MEMO

7. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたの名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。 排気量 125cc を超えるバイクの廃車については東京運輸支局、四輪の軽自動車の廃車については軽自動車検査協会東京主管事務所へお問い合わせください。	亡くなられた日から30日以内
	手続き可能なかた
	相続人のかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行うかたの本人確認書類 ☐ 亡くなられたかたと相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)	税務課 納税係 TEL : 03-5722-9826 FAX : 03-5722-9324

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたの名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外のかたへの名義変更については、お問い合わせください。	<u>亡くなられた日から15日以内</u>
	手続き可能なかた
	相続人のかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きを行うかたの本人確認書類 ☐ 亡くなられたかたと相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)	税務課 納税係 TEL : 03-5722-9826 FAX : 03-5722-9324

MEMO

8. 医療に関する手続き

難病医療費等助成制度の受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられたかたが特定医療費（指定難病）受給者証・ 都 医療券をお持ちだった場合、亡くなられた日の翌日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能なかた
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたの特定医療費（指定難病）受給者証・ 都 医療券	保健予防課 保健管理係 TEL：03-5722-9396 FAX：03-5722-9890

公害医療手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還など

手続き詳細	期 限
公害医療手帳をお持ちのかたが亡くなられた場合は、手帳の返還が必要となります。	速やかに
	手続き可能なかた
	戸籍法の規定による死亡の届出義務者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 公害医療手帳返還届 ☐ 亡くなられたかたの公害医療手帳	健康推進課 公害保健係 TEL：03-5722-9407 FAX：03-5722-9329

MEMO

8. 医療に関する手続き

被爆者健康手帳などを交付されていた

手続き 手帳の返還など

手続き詳細	期 限
原爆被爆者援護申請等経由事務 ※必要書類をお預かりし、東京都へ送付する経由事務を行っております。必要書類などの詳細については、東京都保健医療局ホームページをご確認ください。亡くなられたかたによって届出書類が異なります。	速やかに ※葬祭料については5年以内の申請が必要です。
	手続き可能なかた 戸籍法の規定による死亡の届出義務者
必要なもの	問い合わせ先
【被爆者健康手帳をお持ちのかた】 ☐ 死亡届および葬祭料支給申請書 ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 各種手当証書（受給していたかたのみ） ☐ 死亡診断書または死体検案書（コピー可） ☐ 被爆者のかたの住民票除票（コピー不可） ☐ 葬儀を行ったことの証明（コピー可） ☐ 支払金口座振替依頼書	健康推進課 公害保健係 TEL：03-5722-9407 FAX：03-5722-9329 東京都保健医療局 疾病対策課 被爆者援護担当 TEL：03-5320-4473 FAX：03-5388-1437
【健康診断受診者証または健康診断受診票をお持ちのかた】 ☐ 死亡届 ☐ 健康診断受診者証または健康診断受診票 ☐ 医療券（医療費助成の認定を受けていたかたのみ） ☐ 2世のかたの住民票除票または死亡診断書（コピー可）	

MEMO

9. 子ども・ひとり親家庭に関する手続き

児童手当を受給していた（新たな申請希望含む）

手続き 受給者変更などの手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当および受給者の変更につき、手続きが必要となります。	<u>原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内</u>
必要なもの	手続き可能なかた
☐ 請求者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 健康保険証または資格確認書等（3歳未満の児童がいる、かつ地方公務員共済に加入の場合） ☐ 手続きを行うかたの本人確認書類 【未支払い手当の請求の場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護するかた 問い合わせ先 子ども若者課 児童手当・医療証係 TEL：03-5722-9162 FAX：03-5722-9328

児童扶養手当・児童育成手当を受給していた（新たな申請希望含む）

手続き 資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、手当は亡くなられた日をもって資格喪失となります。児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、手当は亡くなられた日をもって対象児童数が減となります。このため、児童扶養手当証書を、ご返却ください。児童扶養手当・児童育成手当の未支払いの手当がある場合は、手続きが必要となります。 また、新たに児童を養育するかたは、児童扶養手当・児童育成手当を受けられる場合がありますので、ご相談ください。	<u>亡くなられた日から14日以内</u> 手続き可能なかた 【児童が亡くなられた場合】 児童扶養手当・児童育成手当受給者 【受給者が亡くなられた場合】 ご家族のかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行うかたの本人確認書類 【未支払い手当の請求の場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	子ども若者課 育成給付係 TEL：03-5722-9645 FAX：03-5722-9328

9. 子ども・ひとり親家庭に関する手続き

子ども医療費助成の資格がある

手続き 保護者変更手続き・加入健康保険の変更

手続き詳細	期 限
- 子ども医療費助成制度対象者が亡くなられた場合、子ども医療費助成の資格は亡くなられた日をもって資格喪失となります。 - 子ども医療証に記載の保護者が亡くなられた場合、保護者の変更や加入健康保険の登録変更手続きが必要となります。	なし
	手続き可能なかた
	対象者と同じ世帯のかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行うかたの本人確認書類 ☐ 保護者変更の場合、お子さんの健康保険証（資格確認書等）	子ども若者課 児童手当・医療証係 TEL：03-5722-9864 FAX：03-5722-9328

ひとり親家庭等医療費助成の資格がある（新たな申請希望含む）

手続き 医療証の返却

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成制度対象者が亡くなられた場合、ひとり親家庭等医療費助成の資格は亡くなられた日をもって資格喪失となります。ひとり親家庭等医療証（お持ちのかたのみ）は、ご返却ください。また、新たに児童を養育するかたは、ひとり親家庭等医療費助成を受けられる場合がありますので、ご相談ください。	なし
	手続き可能なかた
	【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族のかた
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられたかたのひとり親家庭等医療証（お持ちのかたのみ） ☐ 手続きを行うかたの本人確認書類	子ども若者課 育成給付係 TEL：03-5722-9645 FAX：03-5722-9328

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者変更または資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、手当は亡くなられた日をもって資格喪失となります。特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、手当は亡くなられた日をもって対象児童数が減となります。このため、未支払い手当の請求、受給者の変更または資格喪失の手続きが必要となります。	<u>亡くなられた日から 15 日以内</u>
必要なもの	手続き可能なかた
☐ 手続きを行うかたの本人確認書類 ※状況により、別途必要書類をご案内する場合があります。 【受給者変更の場合】 ☐ 新たに申請者になるかたの通帳またはキャッシュカード ※状況により、別途必要書類をご案内する場合があります。 【未支払い手当の請求の場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	【児童が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当受給者 【受給者が亡くなられた場合】 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護するかた
	問い合わせ先
	子ども若者課 育成給付係 TEL：03-5722-9645 FAX：03-5722-9328

就学援助・奨励費を受給していた（新たな申請希望含む）

手続き 申請者変更の手続き

手続き詳細	期 限
申請者（児童・生徒の保護者）のかたが亡くなられた場合、変更届が必要となります。 また、受給されていないかたも、収入の変動により認定対象になる可能性がございますので、学校運営課にご相談ください。	—
必要なもの	手続き可能なかた
☐ 新たに申請者となるかたの通帳またはキャッシュカード	児童・生徒の保護者
	問い合わせ先
	学校運営課 学事係 TEL：03-5722-9304 FAX：03-5722-9333

9. 子ども・ひとり親家庭に関する手続き

保育園に入所している児童または認可保育施設の入所申し込みをしている児童がいる

手続き 保護者の申請内容変更の手続き

手続き詳細	期 限
認可保育施設に入所または入所申し込みをしている児童の保護者のかたや、認可外保育施設の助成金などを申請している児童の保護者のかたが亡くなられた際は、手続きが必要となる場合があります。	—
	手続き可能なかた 児童の保護者またはその親族
必要なもの	問い合わせ先
個人の状況により必要な書類などが異なります。 詳細はお問い合わせください。	保育課 保育施設利用係 TEL：03-5722-9868 FAX：03-5722-9659

学童保育クラブに入所している児童がいる

手続き 保護者の申請内容変更の手続き

手続き詳細	期 限
保護者・氏名・世帯状況などに変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。	—
	手続き可能なかた 児童の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 変更届（窓口でも記載可能な様式です）	在籍している学童保育クラブ または、 放課後子ども対策課 児童館係 TEL：03-5722-9861 FAX：03-5722-9328

MEMO

10. 住宅に関する手続き

区営住宅などに住んでいた

手続き 住宅の返還手続きなど

手続き詳細	期 限
住宅の返還手続き、または世帯員の変更などの手続きが必要になります。個別の状況によって必要な手続きが異なりますので、公営住宅の窓口までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な方
	親族、相続人など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡届または死亡診断書（コピー可） ※そのほか個別の状況により異なります。	公営住宅の窓口 （指定管理者：株式会社 東急コミュニティー） TEL：03-3715-1871 FAX：03-3715-1874

11. その他

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
犬の所有者が亡くなられた場合、ほかのかたに所有者を変更する必要があります。なお、新しい所有者が目黒区外にお住まいの場合は、居住地の自治体にお問い合わせください。	所有者の変更から30日以内
	手続き可能な方
	新しい犬の所有者
必要なもの	問い合わせ先
なし	生活衛生課 生活環境係 TEL：03-5722-9505 FAX：03-5722-9367

MEMO

区役所以外の主な手続き

おくやみコーナーのご案内

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

事 項		内 容	期限・時効	お問い合わせ先
特別永住者証明書・ 在留カード		返納	14日	【郵送返納先】 東京出入国在留管理局 おだいば分室 【問い合わせ】 外国人在留 総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904 ☎ 03-5796-7112 (IP電話・海外)
健康 保 険	業種や職種による 国民健康保険組合 (被保険者が目黒区以外)	資格喪失届	14日	加入している国民健康保険組合
		被保険者証などの返却		
		葬祭費支給申請	2年	
	全国健康保険協会 (協会けんぽ)	被保険者証などの返却	—	勤務先または 全国健康保険協会東京支部 ☎ 03-6853-6111 FAX 03-6853-6565
		埋葬料 (費) 支給申請	2年	
		家族埋葬料支給申請 (被扶養者が死亡したとき)		
	健康保険組合または 共済組合など	被保険者証などの返却	—	勤務先または加入している 健康保険組合、共済組合など
		埋葬料 (費) 支給申請	2年	
		家族埋葬料支給申請		
年 金	国民年金基金	国民年金・厚生年金に上乗せした年金 をお支払いする年金制度です。 加入状況や手続などは、それぞれの 窓口にお問い合わせください。		全国国民年金基金 ☎ 0120-65-4192 (フリーダイヤル) お客様相談センター ☎ 0570-008-002 (ナビダイヤル) ☎ 03-6804-2202
	企業年金 (厚生年金基金など)			企業年金連合会 コールセンター ☎ 0570-02-2666 (ナビダイヤル) ☎ 03-5777-2666(IP電話などのかた)

事 項			内 容	期限・時効	お問い合わせ先
税金	国 税	相続税	相続税申告	10ヶ月	目黒税務署 ☎ 0570-00-5901（ナビダイヤル） ☎ 03-3711-6251（代） ※法人事業税は東京都渋谷都税事務所 ☎ 03-5422-8780（代）
		確定申告	準確定申告 （確定申告をしていたかたなど）	4ヶ月	
		個人・法人事業 （廃業時）	廃業届など	1ヶ月	
	都 税	固定資産税	納税通知書の送付先変更	—	東京都目黒都税事務所（3階） 【送付先変更に関すること】 固定資産税課 ☎ 03-5722-9056 【納付に関すること】 徴収課 ☎ 03-5722-8714
			当面の納付方法の手続・ ご相談	—	
		個人事業税 （事業廃止時）	事業廃止申告	30日	東京都渋谷都税事務所 ☎ 03-5422-8780（代）
			事業税申告	4ヶ月	
		法人事業税 （事業廃止時）	休業届など	随時	東京都新宿都税事務所 ☎ 03-3369-7159
		事業所税 （事業廃止時）	事業所廃止申告	1ヶ月	
			事業所税申告	4ヶ月	
		自動車税種別割	相続人代表者届出書など （名義変更までの納付）	—	東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066
		自動車		名義変更	—
	オートバイ（125cc超）		廃車	—	
軽自動車		名義変更・廃車	—	軽自動車検査協会東京主管事務所 コールセンター ☎ 050-3816-3100	
運転免許証		運転免許証の返納 （返納しなくても可）	—	目黒警察署 ☎ 03-3710-0110（代） 碑文谷警察署 ☎ 03-3794-0110（代）	
シルバーパス		シルバーパスの返還	—	東京都シルバーパス常設窓口 東急バス目黒営業所 ☎ 03-3714-7891	

区役所以外の主な手続き

おくやみコーナーのご案内

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

事 項	内 容	期限・時効	お問い合わせ先
パスポート	パスポートの返納	—	東京都パスポート 電話案内センター ☎ 03-5908-0400
土地・建物	相続移転登記など ※法定相続情報証明制度 (P.36参照) ※相続の開始があったこと(死亡)を知った日もしくは、相続によって所有権を取得した日から3年以内に登記が必要です。	3年	東京法務局登記電話案内室 ☎ 03-5318-0261
預貯金など	解約など	—	各金融機関
有価証券 (株式など)	名義変更など (相続人名義口座への振替)	—	各証券会社
クレジットカード	解約(カード廃棄)など	—	各クレジット会社
生命保険	死亡保険金受取りなど	原則3年 (約款確認)	各生命保険会社
簡易保険	死亡保険金・死亡給付金の請求など	5年	各郵便局 かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950 (フリーダイヤル)
電気	名義変更、解約など (東京電力の場合)	—	東京電力カスタマーセンター ☎ 0120-995-001 / 03-6374-8936(有料) ※耳や言葉の不自由なお客様専用 FAX 0120-993-011 (申込書送付)
ガス	名義変更、解約など (東京ガスの場合)	—	東京ガスお客様センター ☎ 03-6838-9007
水道	名義変更、解約など	—	東京都水道局お客様センター ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル) ☎ 03-5326-1101 (IP電話などのかた) FAX 03-5790-0572
電話	名義変更、解約など 加入権継承手続き(NTTの場合)	—	【契約電話会社】 局番なし116 (NTT東日本) ☎0120-116-000 (フリーダイヤル)
テレビ(NHK)	名義変更、解約など	—	NHKふれあいセンター ☎0570-077-077 (ナビダイヤル) ☎050-3786-5003 (IP電話などのかた)

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

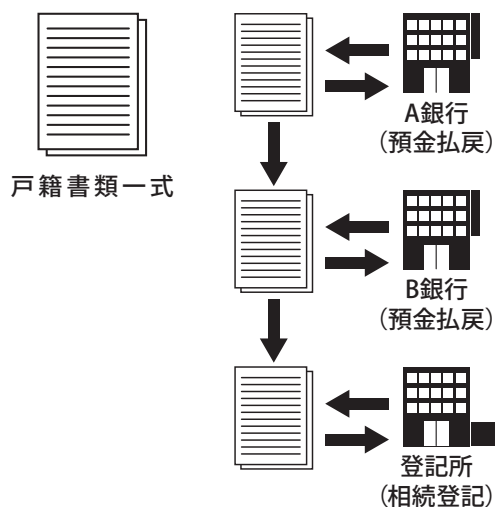
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

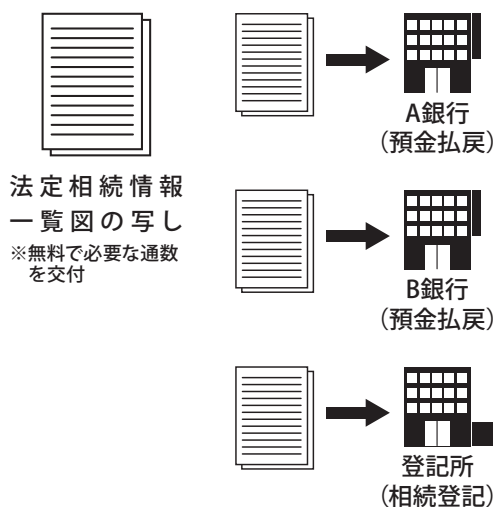
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

お問い合わせ

東京法務局登記電話案内室 ☎03-5318-0261

おくやみコーナーのご案内

チェックリスト

各種手続き

区役所以外の主な手続き

相続について

専門相談

専門相談をご利用になる場合は電話での予約が必要です。(相談時間 30 分程度)

予約受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

予約受付電話：03-5722-9424 広報広聴課 区民相談

相談名	相談日	時間	相談内容	相談員	予約受付
法律相談	毎週水曜日	午後1時～4時	相続、離婚、家庭、金銭、 相隣関係、賃貸借契約、成年 後見などの法律問題全般	弁護士	相談日前週の 水曜日から
	第1・2・5木曜日				
	第3木曜日	午前9時～12時			
	第4木曜日	午後6時～8時			
税務相談	毎週火曜日	午後1時～4時	相続税、贈与税、所得税、 住民税など	税理士	相談日前週の 火曜日から
不動産取引 相談	第2・4月曜日		土地・建物の売買、地代、 賃貸契約(敷金・立ち退き) など	宅地建物 取引士	相談日前週の 月曜日から
登記相談	第1金曜日・ 第3月曜日		不動産登記、法人登記、 成年後見など	司法書士	(金)は相談日 前週の金曜日 から (月)は相談日 前週の月曜日 から
境界相談	第3月曜日		境界、測量、土地の分筆など	土地家屋調査士	相談日前週の 月曜日から
年金・労務 相談	第3金曜日		各年金、健康保険、労災保険 や雇用保険など	社会保険 労務士	相談日前週の 金曜日から
行政書士 相談	第4金曜日		遺言・相続、在留資格、営業 の許認可、会社設立、補助金、 各種契約書、内容証明など (裁判・税金・登記を除く)	行政書士	相談日前週の 金曜日から

委任状

年 月 日

目黒区長宛て

委任者

住 所

氏 名

生年月日

日中の連絡先電話番号

私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項

() 通

() 通

() 通

請求及び受領

代理人

住 所

氏 名

生年月日

- 日付を必ず記載してください。
- 委任状は委任者本人がすべてお書きください。
- 代理人のかたは必ず本人確認書類をお持ちください。
- 委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。
- 記載例
 - ・ 父の相続のため、○山○夫の出生から死亡までの戸籍謄本を各 1 通の請求・受領に関する事
 - ・ 世帯主変更届のため、○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を 1 通の請求・受領に関する事

MEMO

発 行	目黒区
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2022 年 11 月 初版発行
	2025 年 4 月 第六版発行

